**医療費控除のハードルが下がりました！～セルフメディケーション税制～**

　10万円以上でないと適用されないとされている医療費控除において、「スイッチOTC薬控除」（医療費控除の特例）が創設されました。OTC薬とは、カウンター越しに販売する薬のことで、いわゆるドラックストアなどで販売されている大衆薬や一般薬を指します。

個人が健康の維持増進及び疾病の予防について一定の取り組みのためにOTC医薬品を購入した場合に、この医療費控除の特例の適用があります。この特例の適用によって控除される金額は、購入額の合計額が1万2千円を超えるときの、その超える部分の金額であり、8万8千円が上限とされます。なお、これまでの医療費控除との併用はできません。

この「スイッチOTC薬控除」（医療費控除の特例）を受けるには、確定申告が必要となりますが、これまでの医療費控除よりもハードルが低いので、ご一考の余地があるのではないでしょうか。

詳しくは江幡公認会計士税理士事務所まで
[www.ebata-cpa.com](http://www.ebata-cpa.com)　　メール：info@ebata-cpa.com　電話：03-6272-4283

<http://www.ebata-cpa.biz/>